

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 七年 六月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十二号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第二十七条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（」を削り、「育児休業法第十九条第一項の規定による」の次に「同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「勤務しない時間がある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該二時間」を「一日につき二時間」に改め、「時間」を「時間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（条例第十五条の三第二項の規則で定める期間）

第二十七条の四 条例第十五条の三第二項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者が、この規則の公布の日からこの規則の施行の日までに、青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年青森県後期高齢者医療広域連合条例第七号）による改正後の同条例第十五条の三第二項の規定の例による措置を行う場合において、この規則による改正後の第二十七条の三の規定を適用するものと

する。